

令和5年8月8日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和5年8月8日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 小寺 孝治郎 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 30 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について	2

5 報 告 事 項

(1) 報告第13号 臨時代理の報告について
職務の級が6級以上の職員等の人事について(3P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第30号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について

別紙のとおり報告書とし、市議会へ提出するとともに公表することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則(昭和61年木更津市教育委員会規則第1号)第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年8月8日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により、令和4年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い報告書を作成したので、市議会への提出及び公表をすることについて、議決を得ようとするものである。

報告第13号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月8日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和5年7月21日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第13号

職務の級が6級以上の職員等の人事について

(1) 変更（令和5年8月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
木更津市立中央公民館長 事業係長事務取扱い	水越 学	木更津市立中央公民館長

令和4年度

教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行状況の点検・評価
(案)

令和5年 月

木更津市教育委員会

目 次

1	点検・評価の趣旨	1
2	点検・評価の報告	1
3	教育委員会会議の開催状況等	1
4	点検・評価	3
< I >	子育て支援の充実	4
	～ 子育て支援の充実 ～	
	1 子どもの居場所づくり	
< II >	学校教育の充実	5
	～ 学校教育の充実 ～	
	1 教育内容の充実	
	2 教育環境の整備	
	3 特別支援教育の推進	
	4 生徒指導等の充実	
	5 開かれた学校づくりの推進	
< III >	青少年の健全育成	18
	～ 青少年の健全育成 ～	
	1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上	
	2 青少年育成事業の推進	
	3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止	
< IV >	社会教育の推進	23
	～ 社会教育の推進 ～	
	1 生涯学習・社会教育推進体制の充実	
	2 生涯学習・社会教育活動の充実	
	3 図書館サービスの充実	
	4 公民館活動の充実	
	5 社会教育施設の整備	
< V >	スポーツ・レクリエーションの振興	34
	～ スポーツ・レクリエーションの振興 ～	
	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	
< VI >	市民文化の充実	35
	～ 市民文化の充実 ～	
	1 芸術文化活動の推進	
	2 ふるさと文化の継承	
	3 文化施設・郷土博物館金のすずの整備	
< VII >	人権擁護の推進	40
	～ 人権擁護の推進 ～	
	1 人権意識の高揚	

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度の本市教育委員会の権限に属する主な事務の管理及び執行状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進しようとするものです。

2 点検・評価の報告

本市教育委員会においては、次の2点について報告します。

- 教育委員会会議の令和4年の開催状況と審議事項等について
- 教育委員会において令和4年度 重点目標・施策として掲げた事項の結果・成果等について

3 教育委員会会議の開催状況等

令和4年においては、定例会を12回開催しました。各会議での審議事項等は次のとおりです。

開催日	審議事項等
1. 18	議案第1号 市議会の議決を要する事件の議案（令和3年度教育費3月補正予算案）について 議案第2号 市議会の議決を要する事件の議案（令和4年度教育費当初予算案）について
2. 15	議案第3号 市議会の議決を要する事件の議案（教育委員の辞職）について 議案第4号 木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について
3. 15	議案第5号 令和4年度重点目標・施策について 議案第6号 木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 議案第7号 木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について 議案第8号 職務の級が6級以上の職員等の人事について 議案第9号 木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について 議案第10号 木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について

	<p>報告第 1 号</p> <p>市議会の議決を要する事件の議案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（臨時代理第 1 号） ・ 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案（臨時代理第 2 号） ・ 木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案（臨時代理第 3 号）
4. 19	<p>議案第 11 号</p> <p>木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第 12 号</p> <p>令和 4 年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について</p> <p>議案第 13 号</p> <p>令和 4 年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について</p> <p>報告第 2 号（臨時代理第 4 号）</p> <p>校長及び教頭等の任免の内申について</p>
5. 10	<p>議案第 14 号</p> <p>木更津市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第 15 号</p> <p>木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について</p>
6. 21	<p>議案第 16 号</p> <p>木更津市図書館協議会委員の委嘱について</p> <p>報告第 3 号（臨時代理第 5 号）</p> <p>市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 6 月補正予算案）について</p> <p>報告第 4 号（臨時代理第 6 号）</p> <p>市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 6 月補正予算案（追加工程分））について</p>
7. 19	<p>議案第 17 号</p> <p>令和 5 年度に使用する教科用図書の採択について</p>
8. 9	<p>議案第 18 号</p> <p>市議会の議決を要する事件の議案（財産の取得）について</p> <p>議案第 19 号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について</p> <p>議案第 20 号</p> <p>木更津市指定文化財の指定について</p> <p>報告第 5 号（臨時代理第 7 号）</p> <p>職務の級が 6 級以上の職員等の人事について</p>

9.27	議案第 21 号 令和 4 年度教育功労者の表彰について 報告第 6 号（臨時代理第 8 号） 市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 9 月補正予算案）について
10.18	議案第 22 号 木更津市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第 23 号 木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について
11.15	議案第 24 号 第 3 期木更津市教育振興基本計画（素案）について 議案第 25 号 市議会の議決を要する事件の議案（財産の取得）について 報告第 7 号（臨時代理第 9 号） 市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 1 1 月補正予算案）について
12.20	報告第 8 号（臨時代理第 10 号） 市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 1 2 月補正予算案）について 報告第 9 号 市議会の議決を要する事件の議案について ・木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案（臨時代理第 11 号） ・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（臨時代理第 12 号） ・特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案（臨時代理第 13 号）

4 点検・評価

各施策の評価については、次のとおり 5 段階（A・B・C・D・E）としました。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止になったため評価ができなかった施策は「-」としました。

- A：目標を上回る成果があった施策（達成率 100%を超えるもの）
- B：目標どおりの成果があった施策（達成率 100%）
- C：概ね目標どおりの成果があった施策（達成率 80%以上 100%未満）
- D：成果は見られるものの、目標が一部未実施の施策（達成率 50%以上 80%未満）
- E：目標が未実施又は成果が見られない施策（達成率 50%未満）
- ：新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止になったため評価できなかった施策

< I > 子育て支援の充実

女性の社会進出や就労形態による子育てニーズの変化に伴い、子どもたちの安心・安全な居場所づくりの整備に取り組みます。

～ 子育て支援の充実 ～

1 子どもの居場所づくり

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)放課後等の 子どもの居場所 づくり	①全ての子ども達が安心・安全に過ごせる居場所づくり（活動拠点）のために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の事業についての促進を目指すため、両事業の積極的な連携を検討します。 (生涯学習課)	コロナ禍ではありましたが、新規開設校である1教室を加えた7教室中6教室が活動しました。児童クラブとの連携については、運営委員会会議をはじめ、日頃から市担当課と情報共有を行い、連携を図りました。一体型教室1校、連携型教室2校と教室数の変化はありませんでした。	B	引き続き新たな教室開設に向けて働きかけを行います。児童クラブとの連携については、各教室の実情に合わせた適切な形での連携を目指します。
(2)余裕教室の 活用促進	①新型コロナウイルス感染症の状況に注視しながら、余裕教室の活用促進に取り組みます。 (教育総務課)	新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、放課後の居場所としての提供は行いませんでした。	—	感染症の状況を慎重に見ながら、子どもたちの安心・安全な活動の場として、学校の余裕教室等を確保し、地域の住民の参画による世代間交流や様々な体験を通じて子どもたちの育成を図ります。

＜Ⅱ＞ 学校教育の充実

家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、①学習習慣の形成、②心の教育の推進、③健康・体育・安全指導の充実を柱とする「学校教育木更津プラン」のもと、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざし、学校教育の充実のための施策を推進します。

～ 学校教育の充実 ～

1 教育内容の充実

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)確かな学力の育成	①学習意欲を高める授業づくりを推進するため、研究指定校との連携を強化し、研究成果をオンラインにて各学校に周知します。（まなび支援センター）	研究指定1年目の東清小学校、清川中学校の中間報告や研究指定2年目の鎌足小学校、鎌足中学校の研究報告をオンラインで周知することが出来ました。	B	今後も、研究指定校と連携を強化するとともに、研究成果を各学校に周知し、教職員の力量向上に努めます。
	②主体的で対話的な学習に取り組むことができる学級づくりを推進するため、学級経営に係る教職員研修を実施します。（まなび支援センター・学校教育課）	新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、オンラインや対面で夏季教職員研修を6日間、10講座に計480名の教職員が研修に参加しました。	B	教職員の力量向上に向け、各種研修を実施します。
	③家庭学習の定着を目指し、児童生徒一人一人の学習意欲や学習形態等に応じた個別支援の充実を目指します。（学校教育課）	紙ドリルとデジタルドリルを併用した家庭学習への取り組みが広がりました。	B	引き続き家庭学習の定着を図るべく、タブレットの活用等、家庭への働きかけを継続します。
	④算数・数学の基礎基本の定着度を高めるとともに、学習に対する向上心を育成することを目的に、算数・数学検定を年2回実施します。（まなび支援センター）	年間2回、算数数学検定を実施しました。過去18年間で最高人数の受検者数でした。算数数学への学習意欲の向上を図ることができました。7,581名に認定証を交付しました。	B	今後も算数数学の基礎基本の定着を目標に問題の精選、広報活動の充実にも努めます。また、学校の算数数学の授業改善の一助なるように努めます。
	⑤社会のグローバル化	英語検定3級を受検し	C	今後は本制度をより多

	を見据えた対応として、実用英語検定3級程度の英語力を有する中学3年生を育成します。(学校教育課)	た中学3年生の保護者を対象に、検定料補助金交付事業を実施しました。(令和4年度受験率実績 27.4%)		くの方に利用して頂けるよう、市のホームページやSNS等で周知します。
(2)心の教育の推進	①児童生徒の心の教育の充実を図るため、心の教育推進協議会を開催し、関係機関との連携を深め、多方面から同一步調による心の教育を推進します。(学校教育課)	これまでの協議会の目的を引き継ぎ、今年度は、組織の再編を行いました。こどもたちの心の教育をテーマに、学校を通してこどもたちに関わる様々な立場の委員と、「こどもたちの今」について協議しました。	B	令和4年度は、協議会での情報共有をさらに深め、話し合いの結果をより多く教育施策に反映させていきます。
	②児童生徒の悩みや不安に対応する教育相談活動の充実を図るため、心の相談員を配置します。(学校教育課)	11人を19校に配置し、児童生徒の悩みや不安に対する相談活動を実施し、相談者の心に寄り添った対応に努めました。	B	連絡会で児童生徒への対応等情報交換できる場を設定し、相談員のスキルアップを図り、児童生徒に積極的に関わることで教育相談体制の一層の充実を図ります。
	③ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、考え議論する道徳を中心とした道徳授業の充実を推進します。(学校教育課)	夏季教職員研修では、道徳の講師を招聘し研修の場を設け、授業力向上を図ることができました。	B	研修事業を充実させ、教職員の資質向上を図ることにより、効果的な授業実践を目指します。
	④ 「木更津市いじめ防止対策基本方針」に則して、いじめの予防といじめが起きた場合の連絡体制づくりを柱として、いじめのない学校づくりを推進します。(学校教育課)	毎学期のいじめ実態調査を基本として、教育相談の実施など、児童生徒の実態把握に努め、いじめの予防や早期発見、早期解決の対応に努めました。	C	いじめを起かさせない予防的な生徒指導体制づくりと合わせ、いじめが起きた際には、早期発見、早期対応とともにいじめが解消しているかどうか確認するなど、いじめのない学校づくりを推進します。
	⑤生活意識(規範)調	分析結果から、こども	B	引き続き各学校を通し

	査の結果を分析し、自己肯定感を高めるための教育活動を推進します。(学校教育課)	たちの自己肯定感を高める5つの行動の啓発活動を行いました。		て啓発活動を行い、児童生徒の自己肯定感の向上に努めます。
	⑥教育相談体制を整備し、不安を抱える児童生徒および、その不安が起因となる不登校児童生徒の予防的指導を強化するとともに、改善、解消に努めます。(まなび支援センター)	年間56回の教育相談教室を開催しました。心療内科医師や臨床心理士、言語聴覚士によるカウンセリングを実施し、問題の解消に努めました。	B	医療機関や関係機関との連携を強化し、相談者の不安や悩みに寄り添った教育相談体制の充実に努めます。
(3)健康・体育 安全指導の充実	①児童生徒の健康管理・増進を図るため、定期健康診断を実施します。(学校教育課)	感染症対策を講じながら、予定どおり健康診断を実施することができました。	B	がん・高血圧・脂質異常等、将来の生活習慣病予防のため、若年期に健康的な生活習慣を形成できるよう、指導の充実に努めます。
	②児童生徒の健康への意識を高めるため、受動喫煙防止、薬物乱用防止、がん教育等に係る授業・講話等を積極的に実施します。(学校教育課)	各学校で感染症対策を講じながら、外部講師を活用した講演会や担当教員による授業を実施することができました。	B	さらに多くの学校で取り組めるよう、教材や講師の紹介等、情報提供に努めます。また、健康推進課と連携可能な活動を検討していきます。
	③児童生徒の運動意欲を高めるため、運動能力証の合格を推奨します。(学校教育課)	運動能力証の合格率は、小学校26.0%(前年比増)、中学校は24.7%(前年比減)でした。	C	今後も、運動能力証40%以上の合格率を目指します。
	④児童の運動能力向上を図るために、木更津高専の協力を得て、走り方教室を年2回開催します。(学校教育課)	5月は終日開催、12月は半日開催で実施し、両日ともに100名を超える参加がありました。児童の運動能力向上を図るよい機会となりました。	B	今後も、走り方教室への児童や教職員の参加を促すために、開催方法や日時等を検討し、児童の運動能力向上を図っていきます。
	⑤農薬・化学肥料を使用しない米の給食提供を推進するとともに、地元の食材を取り入れ	11月1日から3月23日、市内小中学校30校の学校給食のご飯食の日に、有機米「き	B	有機米提供日数を生産量に合わせた提供ができるよう取り組みます。また、生産者の顔

<p>た学校給食の情報を発信し、学校における食育の推進を図ります。 (学校給食課・学校給食センター・学校教育課)</p>	<p>さらづ学校給食米」を71日間提供しました。鎌足小学校、中郷小学校では、自校炊飯を行い、残食率が3%～6%減り、食育アンケート調査では、「炊き立てで出してくれる給食のお米はおいしいし、お米のよいにおいがする」と感想がありました。 新しい生活様式による黙食の中ではありませんでしたが、各校への給食時間訪問を再開し、各校の給食時間の様子の把握を行いました。 また、食指導や個別指導など学校からの依頼により、教材を使って分かりやすい指導を行いました。(学校給食課・給食センター)</p>		<p>の見える、地域で生産された食材を学校給食で提供することで学校における食育の充実を図っていきます。 大量調理でも行える、千葉県産、地元産食材(近在野菜)を取り入れたメニューの検討(開発)を目指します。 また、児童生徒が食を通して生活習慣を習得し、身につくことができるように分かりやすい指導教材の作成を行います。(学校給食課・学校給食センター)</p>
<p>⑥危機管理対策や学校大災害対応に係る意識を高めるとともに、各学校の安全計画の充実を図るため、ガイドラインを見直し活用します。(学校教育課)</p>	<p>千葉県のガイドラインに基づいて、市のガイドラインの改訂に向け、検討を進めました。</p>	C	<p>市のガイドラインを改訂し、各学校の危機管理マニュアルの見直しを進めることで、各学校の危機管理や学校安全のシステムをより良くしていきます。</p>
<p>⑦ オリンピック・パラリンピック教育を通じ、スポーツの魅力並びに障害者への理解を深めます。(学校教育課)</p>	<p>心のバリアフリー教育地域拠点校である中郷小学校において、様々な体験を通して、障害者への理解を深めるとともに、他者のことを自分ごととして考えることや目標を持つことへの意識を高めることができました。</p>	B	<p>今後も、オリンピック・パラリンピック教育を通じ、スポーツの魅力並びに障害者への理解を深められるよう努めます。</p>

	⑧熱中症事故防止のため、「熱中症対応ガイドライン」を活用し、熱中症の予防や対応の充実を図ります。(学校教育課)	学校管理下における熱中症発生件数は、マスクの着脱をはじめ、各学校の適切な指導により、昨年度よりも減少しました。	B	現行のガイドラインは熱中症アラートの運用に関する内容が含まれていないため、来年度ガイドラインを改訂いたします。
	⑨国や県のマニュアル、ガイドラインに沿い、学校や関係機関との連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。(学校教育課)	各種ガイドラインに沿った感染症対策を徹底し、教育活動における制限を徐々に緩和する一方、大きなクラスターが発生することはありませんでした。	B	5月8日の感染症法改正後の新型コロナウイルス感染症対策について検討し、市内小中学校へ周知いたします。
(4)読書活動の推進	①各学校の読書環境の充実を図るため、小中学校に読書相談員を配置します。(学校教育課)	全小中学校に25名の読書相談員を配置しました。	B	今後も全校配置に努めます。
	②児童生徒の読書活動に対する意識を高め、読書習慣を形成するため、「第4次木更津市子ども読書活動推進計画」を推進します。(学校教育課)	「第4次木更津市子ども読書活動推進計画」に基づいた取り組みを行い、不読率は昨年度と比較し、小学校は0.3ポイント増加し、中学校は1.1ポイント減少しました。	B	今後も市立図書館との連携など、読書習慣を形成するための手立てを講じ、不読率の減少を目指します。また、「第5次木更津市子ども読書活動推進計画」を策定します。
	③児童生徒の読書意欲、学習意欲を高めるための図書の選定・購入を行い、図書室の整備を図ります。(学校教育課・教育総務課)	各読書相談員が、学校の実態に応じた選定・購入を行いました。	B	システムを用いて蔵書管理しながら、図書室整備に努めます。また、児童生徒にアンケート調査を行うなどして、実態とニーズに合った選定を行います。
(5)国際理解教育の推進	①学習活動を通し、児童生徒の外国文化や外国語に対する興味・関心を高め、主体的に取り組む姿勢を育成するサポート役として、外国語指導助手(ALT)を配置し、国際理	全小中学校すべてにALTを配置し、小学校においては、外国語の授業時数に100%対応できるよう配置しました。小学校4校でのワールドフェスティバルや主任ALTの出前	B	今後も、児童生徒が言語や異文化に対する興味、関心を深めることができるよう、ALTを適正配置します。ワールドフェスティバルや出前授業の更なる充実を図り、コミュニケ

	解教育を推進します。 (まなび支援センター)	授業など国際理解教育の推進に努めました。		ーション能力の育成や国際理解教育の推進を進めます。
	②小学校の外国語科及び外国語活動の充実を図るため、小学校教諭との連携を通し、言語や文化への理解を深めます。(まなび支援センター)	小学校外国語実践研修を行い、実践的な授業力の向上に努めました。小中連携外国語研修を行い、学びのつながりを意識した授業改善に努めました。	B	今後も小学校向け出前講座や実践研修を実施し、外国語科の指導の充実を推進します。ミニ英会話教室を実施し、教職員の資質向上に努めます。
	③国際的な視野に立ったコミュニケーション能力を育成するため、友好都市の児童生徒との交流について、関係課等との調整を図りながら検討します。(学校教育課・まなび支援センター)	富来田小学校・東清小学校・鎌足小学校・中郷小学校において「ワールドフェスティバル」を開催し、児童とALTの交流を行い、異文化理解につなげることができました。	B	関係機関と積極的に連携を図ることで、より多くの子供たちの異文化交流体験が実現できるよう努めます。
(6)情報教育の推進	①学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したりする能力の育成を図るため、ICTを活用した教育を推進します。(まなび支援センター)	ICTを活用した教育を推進するために各校に「情報化推進チーム」を設置しました。夏には教職員を対象としたコンピュータ研修会を実施しました。241名が参加しました。年間を通して各校からICTを使った優れた実践を集め、活用実践事例集を作成し、周知しました。	B	今後も教職員の指導力向上や格差をなくすために研修会を実施していきます。また、たくさんの優れた実践を周知していき、児童生徒の情報活用能力の向上へとつなげていきます。
	②問題解決のために、コンピュータ等を進んで活用して取り組む態度や、問題を筋道立てて考えることができる思考力の育成を図るために、プログラミング教育を推進します。(まなび支援センター)	産官学のプログラミング連携協定を結びました。専門的な知識をもった方たちと授業を行うことでプログラミング教育の充実を図りました。	B	今後は、小・中9か年を通しての市独自のプログラミング教育の指標を作成していきたいです。

(7)キャリア教育の充実	①児童生徒の職業意識、勤労意欲を高めるため、小学校6年生で就業密着観察学習、中学校2年生で職場体験学習を行うとともに、地域とも連携した「地域の社会人や先輩から学ぶ会」の活動を奨励します。(学校教育課)	企業のキャリア教育プログラムや、地域人材を活用した出前授業など、各学校で工夫した体験活動を進めました。	B	今後も体験的な学習を通して児童生徒が職業の多様性や自己の適性に気付き、将来の進路選択に役立てることのできる学習活動を進めていきます。
(8)環境学習の推進	①社会科副読本「わたしたちの木更津」を通し、児童の環境保全の意識を高めるため、浄水場、下水処理場、ゴミ処理施設等を取り上げ、小学校3・4年生の環境学習に活かします。(まなび支援センター)	「わたしたちの木更津」を各学校の授業において、効果的に活用することができました。	B	今度も、子どもたちが環境保全について意識、関心を高める事ができるよう、資料の見直しや更新を進めてまいります。
	②環境学習を継続的に行うため、小学校中高学年、中学校においては理科、社会科、総合学習の指導計画の中に環境学習を位置づけ実施します。(学校教育課)	小学校においては、盤洲干潟やかずさクリーンシステムの見学を実施したり、中学校においては、総合的な学習の時間で地域の環境について研究したりするなど、指導計画に位置づけた環境学習を実施しました。	B	関係機関と連携しながら、実施可能な体験学習を推進していきます。
	③ エネルギー資源と環境保全の大切さを児童に理解させるため、「環境に配慮した調理法」の体験学習を推進します。(学校教育課)	企業による環境教育推進事業「環境に配慮した調理法」の体験学習を小学校1校、中学校1校で実施しました。	B	今後は、市の出前授業等も活用しながら、SDGsについて、児童生徒の理解を深めていきます。
(9)就学援助事業の推進	①経済的に就学困難な保護者に経済的支援を行うため、要保護・準	保護者への支給事務を迅速かつ効率的に行うため、令和4年度か	A	引き続き効果的・効率的な支援を心掛けてまいります。

	要保護児童生徒保護者への就学援助を行います。（学校教育課）	ら、従来の学校長を通じた現金払いから、保護者口座への支給に完全移行しました。また、保護者の所得証明の提出を不要としたことで、保護者の手続き上の負担を軽減しました。		
(10)小中一貫教育の推進	①（通称）富来田学園において、9年間を見据えた計画的・継続的な教育を推進し、児童生徒に安定した学校生活を提供します。（学校教育課）	乗り入れ授業や学校行事の合同開催等により、新中学1年生が中学校生活にスムーズに順応することができました。	B	令和4年度より導入しているコミュニティースクールを活用し、計画的・継続的な教育の推進を目指します。

2 教育環境の整備

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)市立小中学校の適正規模及び適正配置の推進	①「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を受けて策定した「木更津市立小中学校適正規模及び適正配置実施計画」に従い、小学校4校、中学校2校の小規模特認校制度を推進します。（学校教育課）	東清小学校・中郷小学校・鎌足小学校の小規模特認校制度を利用している児童のために、スクールバスを運行し、登下校の利便性を高め、児童数の増加につなげることができました。	A	小規模特認校の特色ある教育を推進し、児童生徒数を注視し、適正規模及び適正配置に努めます。
(2)管理用備品の整備	①快適な教育環境を維持するため、老朽化した児童生徒用机・椅子を順次更新します。（教育総務課）	小中学校の児童生徒用机・椅子の現況及び新規購入等希望調査を実施し、令和4年度整備対象校の真舟小学校、木更津第一小学校、清川中学校を中心に老朽化した机・椅子の整備を行いました。	B	快適な教育環境を維持するため、引き続き小中学校児童生徒用机・椅子整備計画に沿って、老朽化した机・椅子の順次更新に努めます。
(3)学校教育施設の環境整備	①適正な教育環境を維持するため、建物や設	適正な教育環境を維持するため、学校施設の	C	今後も引き続き、日常的に発生する建物や設

	備の不具合を適時補修することにより、施設の適正な維持・保全に努めます。(総務部資産管理課(営繕課)・教育総務課)	改修工事を実施したほか、日常的に発生する建物や設備の不具合を小学校で251件、中学校で198件、適宜補修しました。		備の不具合を補修し、適正な維持保全及び整備に努めます。
	②地域密着型給食施設の整備に向け、事業手法及び建設候補地等の検討を行います。(教育総務課・学校給食課・学校給食センター)	現給食施設の課題を基に市の計画に沿う新給食施設の整備に向け検討を行いました。	C	引き続き新給食施設の整備に向け、事業手法及び建設候補地の検討を行い構想を作成します。
(4)学校内のICT環境の整備	①整備済みの1人1台端末、電子黒板の有効活用を図るため、回線の強化等、環境整備のさらなる推進に努めます。(まなび支援センター・教育総務課)	令和4年度の夏季休業中に市内小中学校の回線強化を行いました。	B	さらに進化するICT機器を使った取り組みに対応できるような環境や安心安全で使いやすい環境整備を行っていきます。
	②整備済みの校務支援システムを有効活用することで、安全な環境下における事務の効率化、きめ細やかな教育の実現を図ります。(まなび支援センター)	校務支援システムの活用により、連絡がスムーズに行えるようになりました。様々な帳簿作成を一元化することで、作業時間を大幅に削減し、指導にあたる時間の確保につながりました。	B	今後はさらに校務支援システムの有効な活用方法を周知し、様々な場面で活用できるようにしていきます。
(5)外国籍児童生徒の就学環境の整備	①就学義務のない外国籍児童生徒については、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、必要な配慮をした上で、受け入れに努めます。(学校教育課)	住民基本台帳等に基づき、就学状況を把握するなどの情報管理に努めるとともに、保護者からの相談に応じ、本人及び保護者に配慮した受け入れを行いました。	B	引き続き、必要な配慮をした上で、就学の機会の確保に努めます。
(6)学校における働き方改革の推進	①教職員が児童生徒と向き合う時間が更に確保できるよう、出退勤時間を管理し、意識改	勤怠管理システムの導入により、市内の全教職員(県費負担)の詳細な出退勤時刻の把握	B	適切な勤務体系の実現のため、啓発活動や他校や他の自治体での取り組み例などの情報提

	革に努めます。（学校教育課）	ができるようになりま した。		供に努めます。
	②働き方改革ガイドラ インに沿って、学校行 事や業務内容の見直し を図ります。（学校教育 課）	「木更津市教職員の働 き方ガイドライン」を もとに、ICTを活用 した会議のオンライン 化や資料のデジタル化 による共有などに取り 組みました。	B	さらなる保護者、地域 の理解と協力を得るた めの周知活動と教職員 の意識改革の啓発に努 めます。また、ICT の積極的な活用を推進 します。

3 特別支援教育の推進

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)特別支援教育 体制づくりの推 進	①学校教育における特 別支援教育の充実をめ ざし、特別支援連携協 議会を開催し、特別支 援連携教育に関わる関 係機関との連携を深 め、きめ細やかな対応 を図ります。（学校教 育課・まなび支援セン ター）	会議を2回開催しまし た。医療的ケアガイド ラインの策定に向け、 「木更津市医療的ケア 運営協議会」や「指導 医」の在り方について 検討しました。また、 関係機関と情報を共有 しました。	B	令和5年度中に医療的 ケアガイドラインの策 定を行います。
	②児童生徒一人一人の 自立に向け、適切な就 学先を協議し、保護者 に助言するため、就学 支援委員会を開催しま す。（学校教育課・ま なび支援センター）	令和3年度の反省を踏 まえ、通常の委員会を 1回増やし、7回会議 を開催しました。さら に1回の臨時就学支援 委員会を開催し、全て の未就学児、児童生徒 について慎重に審議し ました。	B	効率化を模索しつつ、 今後も丁寧な就学相談 及び慎重審議に努めま す。
	③特別支援教育体制の 連携・協力をより充実 させるため、「特別支 援教育ガイドライン （第4版）」を発行し ます。特別な支援を必 要とする子どもたちへ の支援環境を整えま す。（学校教育課）	個別の教育支援計画や 指導計画の作成及び活 用について研修等を通 じて周知することで、 作成及び活用率が上が りました。	B	今後も現状に即し、必 要に応じて改訂を行 います。

(2)学校における特別支援教育の充実	①学校において特別な支援を必要とする児童生徒への個別の支援を充実させるため、スクール・サポート・ティーチャーと特別支援教育支援員を配置します。(学校教育課)	SSTは1名増員して24名を、特別支援教育支援員は12名を小学校17校、中学校1校に配置しました。	B	SSTは更なる増員を、特別支援教育支援員は必要に応じた配置を目指し、児童生徒支援の充実を図ります。
	②学校において特別に支援が必要な児童生徒に対する指導法に係る指導・助言に当たるため、専門家チームによる巡回相談を実施します。(学校教育課)	学校からの依頼を受け、計16回の巡回相談を実施しました。	B	学校からの要望に応じた効果的な巡回相談を実施します。
	③学校における特別支援教育体制の整備と充実を図るため、特別支援教育コーディネーター研修会を開催します。(学校教育課・まなび支援センター)	研修会を1回開催しました。校内支援体制の確立に向け、特別支援教育コーディネーターの役割について、講師を招き、講義形式で行いました。	B	特別支援教育の体制整備や充実を図るため、今後も研修会を開催します。
	④特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費による保護者支援を行います。(学校教育課)	保護者への支給事務を迅速かつ効率的に行うため、令和4年度から、従来の学校長を通じた現金払いから、保護者口座への支給に完全移行しました。また、保護者の所得証明の提出を不要としたことで、保護者の手続き上の負担を軽減しました。	A	引き続き効果的・効率的な支援を心掛けてまいります。
(3)就学時の学校適応事業の推進	①言葉の発達に課題のある就学前幼児の支援のため、早期発見、早期相談の観点から、年長幼児の言語検査を実施します。(まなび支援センター)	1,025名の年長児に言語検査を実施し、スムーズな就学につなげる事ができました。	B	子ども発達支援課に組織改正されましたが、学校教育課と共に連携を図っていきます。

	②言葉の発達等に課題のある就学前幼児や児童の言語指導を行うため、言語教室事業を推進します。また、他課および外部機関と連携し、課題に応じて必要な支援を施すよう努めます。（学校教育課・まなび支援センター）	年長児127名、年中児41名の計168名に対し、延べ1,738回の言語指導を行いました。また、来所及び電話相談を実施し、保護者の不安解消に努めました。	B	令和5年度より、言語教室事業の発達支援課への移管に伴い、更なる他課および外部機関との連携を深め、今後の指導支援につなげます。
--	--	---	---	--

4 生徒指導等の充実

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)学校内の教育相談体制の整備	①学校内に児童生徒が相談しやすい体制を作り、教職員とともに積極的な教育相談活動を推進するため、教育相談関係の職員（スクールカウンセラー・心の相談員）を配置します。（学校教育課）	県雇用のスクールカウンセラーは全校に、心の相談員は19校に配置しました。	B	個々のスキルを高められるよう連絡会での内容の充実を図ります。
(2)学校外の教育相談体制の整備	①不登校等、児童生徒の課題解決のため、精神科医・臨床心理士等による教育相談教室を定期的実施します。（まなび支援センター）	精神科医、臨床心理士、言語聴覚士による教育相談教室を56回開催し、延べ150人に対して相談活動を実施しました。	B	引き続き、各専門家、専門機関等に協力を仰ぎ、不安を抱える児童生徒や保護者、学校のニーズに応えられるよう努めます。
(3)学校適応指導教室の充実	①不登校児童生徒の気持ちに寄り添い、自己肯定感、自尊感情を育てる支援を行い、通級者の学校復帰・社会復帰を促進するために、学校適応指導教室「あさひ学級」での指導を充実させます。（まなび支援センター）	小中学校合わせて40名の在籍者に対し、6名の相談員が支援にあたりました。二者関係作りを支援の重点におき、自己肯定感、自尊感情を育てる活動を行うとともに、集団活動を適時取り入れ社会的自立を目指しました。	B	在籍者の増加や複雑化する課題等に対応するため「あさひ学級」の体制を見直し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指す支援を行っていきます。

5 開かれた学校づくりの推進

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)地域の教育力を生かす事業の推進	①家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動、開かれた学校づくりを推進するため、学校支援ボランティア活動推進事業の充実を図ります。（学校教育課）	研修会や実践発表会をリモートで計画通り実施することができました。リモート開催によって多くの関係者から、参加しやすくなったとの意見が寄せられました。	B	今後もリモートを活用しながら、より多くの方に参加していただくことで、本活動に対する理解を深めていただけるよう努めます。小中学校それぞれの実状を踏まえて、効果的なボランティア活動の活用方法を検討していきます。
	②地域と連携した学校運営を推進するため、学校評議員制度推進事業と併せてモデル校において学校運営協議会制度推進事業を実施します。（学校教育課）	学校評議員制度を実施するとともに、富来田小学校・富来田中学校をモデル校として、小中学校合同による学校運営協議会を推進しました。	A	令和5年度は東清小学校と中郷小学校においても学校運営協議会制度を導入します。他の学校についても学校運営協議会制度の周知を図り、学校運営協議会制度への移行を進めます。
(2)学校評価事業の推進	①的確な学校評価を実施し、各学校の教育施策、教育活動の改善を図るため、「学校評価木更津システム」を推進します。（学校教育課・まなび支援センター）	年2回の「学校評価木更津システム」の結果を各学校へ周知するとともに、研修会等で結果分析を伝え、学校運営向上に努めました。今回から Google Forms を使用し、学校が集計する作業を省くことができました。	B	各学校が市平均値との比較・分析を各学年や学級単位でできる貴重な資料となっている。本調査の結果をより効果的に活用する方法について、周知します。

＜Ⅲ＞ 青少年の健全育成

青少年の成長と自立を実現するために、家庭、地域、学校・行政をはじめとした、多様な人間関係のなかで青少年を育み、支える環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。あわせて青少年育成に係る団体・関係機関等の一層の連携と担い手育成に取り組みます。

～ 青少年の健全育成 ～

1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1) 青少年育成支援施策の総合的な推進	① 青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的施策や自立支援方策等について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を図るため、青少年問題協議会を開催します。（生涯学習課）	青少年問題協議会を2回開催し、市の青少年施策に関する意見交換や関係機関・団体間の情報共有を図りました。	C	青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的施策や自立支援方策等について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を図るため青少年問題協議会を開催します。
(2) 地域の教育力の向上	① 家庭、地域、学校・行政が連携して地域の教育力の向上を図るため、子どもたちの居場所づくりを進める「生き生き子ども地域活動促進事業」等の取り組みを進めるほか、これらの活動を支援する地域の担い手の育成に努めます。（生涯学習課）	子どもたちの放課後の安心安全な居場所作りのため、放課後子ども教室を市内6小学校区6教室において実施しました（7小学校区7教室にて実施を予定していましたが、1教室はコロナのため休止となりました）。	C	家庭、地域、学校・行政が連携して地域コミュニティの形成を図り、放課後子ども教室や生き生き子ども地域活動促進事業を推進します。
(3) 地域の青少年健全育成活動の支援	① 青少年の健全育成を推進するため、県と連携し青少年相談員を委嘱し、制度の活性化と活動の充実を図ります。（生涯学習課）	令和4年4月に第21期青少年相談員（任期3年）定員105名に対し市及び県から委嘱しました。また、補助金交付や各種事業・部会議への支援を行い、少年野球大会や少年少女の主張大会等の市連協事業の他に、小学校	B	引き続き青少年相談員活動を支援し、地域における青少年健全育成活動を推進します。

		区ごとに様々な地区活動が実施されました。		
	②制度の持続化や地域の青少年の指導者育成の観点から、将来の青少年相談員となる人材を確保するため、制度の知名度向上のための施策を実施します。 (生涯学習課)	新たに委嘱された第21期相談員全員の顔写真および活動概要を掲載した広報紙を作成し、市政協力員および小中学校の児童・生徒、市内各施設に配布し、相談員についての周知活動を行いました。	B	引き続き、制度の知名度向上のための施策を実施します。
	③地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。 (生涯学習課)	木更津市子ども会育成連絡協議会及び青少年育成木更津市民会議に対して補助金の交付や、各種事業・会議への支援を行いました。青少年育成木更津市民会議を構成する12地区住民会議がそれぞれの中学校区の中心となって「生き生き子ども地域活動促進事業」に取り組み、地域ぐるみでの子どもたちの体験活動の充実を図りました。	C	引き続き、地域における青少年の健全育成活動を推進するため、木更津市子ども会育成連絡協議会や青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。

2 青少年育成事業の推進

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1) 青少年育成事業の実施	①青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業など、青少年育成に関する各種事業を地域の参画による世代間の交流を通じて実施します。(生涯学	生き生き体験キャンプ事業、野外体験促進事業は実施を見合わせました。成人式事業については、民法改正により名称を「二十歳を祝う会」に改め実施しました。当事者である二十歳で組織した実行委員会と共同で企画準備	C	生き生き体験キャンプ場事業、野外体験促進事業については、コロナ以前の事業を踏襲するのではなく、現在のニーズに合った事業の企画実施をします。二十歳を祝う会については、引き続き実行委員会を組織し、「自ら

	習課)	を進め、当日は約900名が参加する中、滞りなく式典を盛大に実施することができました。		が作る二十歳を祝う会」という意識を高め、実行委員会と共同で企画運営を行いました。
(2)少年自然の家キャンプ場の利用促進	①少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報や老朽化した施設の計画的な整備に努め、利用促進を図ります。(生涯学習課)	利用促進を図るために新規事業としてキャンプ場まつりを青少年関係団体、地元関係者協力の下実施し、当日は300名弱がキャンプ場の足を運びました。施設の整備については、樹木伐採やトイレの洋式化等の環境整備に努めました。	B	キャンプ場まつりについては、定例イベントとして地域や関係団体をより巻き込み規模を拡大しての実施を目指します。施設の整備については、令和5年度にキャンプ場個別施設計画を策定し、計画的な整備を行います。
	②国や県のマニュアル、ガイドラインに沿い、関係機関との連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。(生涯学習課)	国や県の動向、また、市の状況を注視しながら、キャンプ場の施設利用について、随時見直しを行い、感染対策の徹底を図りました。	B	今後の感染状況、国や県の動向を注視しながら、時勢に即した感染対策を講じていきます。
(3)ボランティアの活用と活性化	①青少年のさまざまな活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティアなど各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図ります。(生涯学習課)	アフタースクールボランティアについては、生涯学習課事業や公民館事業への協力を年間通して実施しました。新規会員募集のための事業は中止としました。ユースボランティアについては、生涯学習課事業や公民館事業への派遣を年間を通して実施しました。	C	アフタースクールボランティアやユースボランティアなど各種ボランティアの活用推進を図るとともにボランティア育成に努めます。ボランティアの活性化と指導者の育成のための事業を実施します。

3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)社会教育指導員等専門家による	① さまざまな問題に悩む青少年や保護者へ	電話、来所、メール相談が144件ありまし	B	相談内容が多岐にわたるため、今後も関係諸

相談活動の実施	の支援を行うため、社会教育指導員による相談活動（電話相談・来所相談・メール相談）を実施します。（まなび支援センター）	た。傾聴に努め、相談者の心情に寄り添って相談活動を行いました。		機関との連携を深め、的確な支援ができるように努めます。
(2) 青少年への愛の一声運動による非行防止活動	① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、青少年補導員による地区街頭指導、乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーンなどの「青少年への愛の一声運動」を関係機関・団体との連携のもとに行います。（まなび支援センター）	J R 乗車マナー指導や街頭キャンペーンなどを、青少年補導員や近隣高校の先生方等と協力して行うことができました。また、各地区においても、できる範囲で街頭指導を行いました。	B	引き続き、青少年補導員や学校と連携・協力し、青少年の非行防止、健全育成にかかる取り組みを行います。
(3) 青少年非行防止啓発活動の実施	① 青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより（News Letter）の発行や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、また地区住民会議や地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動の取り組みを進めます。（まなび支援センター・生涯学習課）	青少年健全育成だより「News Letter」を年3回発行するとともに、地区住民会議や公民館での現状報告等を通して、青少年の健全育成に係る啓発活動を実施しました。	B	引き続き、青少年健全育成だよりを発行するとともに、関係諸機関等と連携し、青少年の非行防止と健全育成に関する啓発に努めます。
(4) 有害環境浄化活動の推進	① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・相談員、PTAなど地域の関係団体とともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行います。（まなび支	関係諸機関等と連携して街頭指導やパトロールで発見した有害ビラの撤去依頼等を通し、有害環境の浄化活動に努めました。	B	浄化された環境を保つことができるよう、関係諸機関等との連携を図りながら活動を進めていきます。

	援センター・生涯学習課)			
(5)連携・ネットワークによる青少年指導関係事業の実施	①青少年育成、非行防止に関わる関係機関・団体・有識者との連携を図り、まなび支援センターの青少年指導関係事業を効果的に運営するために、青少年指導関係運営協議会を開催します。(まなび支援センター)	青少年指導関係運営協議会、生徒指導に関する連絡会・協議会も対面で実施し、積極的に情報交換を行い連携を深めました。	B	引き続き、関係諸機関等との連携と支援を仰ぎながら、活動を進めていきます。

＜Ⅳ＞ 社会教育の推進

さまざまな暮らしの課題に対し、市民一人ひとりがあらゆる機会、あらゆる場所を利用して学習できる環境を整えるとともに、社会の変化に対応したまちづくりを推進するために、必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。

また、社会教育を推進する各機関・団体との連携・協力や社会教育施設の整備を図ります。

～ 社会教育の推進 ～

1 生涯学習・社会教育推進体制の充実

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1) 市民参画による社会教育行政の推進	①広く民意を反映し、市民参画による社会教育行政の推進を図るため、社会教育委員会議に社会教育推進施策等を諮問し、答申や意見を求めます。(生涯学習課)	社会教育委員会議においては、臨時会を含め年5回行い、社会教育施設個別施設計画及び新木更津市立図書館整備計画の策定に向けて協議しました。	B	広く民意を反映し、市民参画による社会教育行政の推進を図るため、社会教育委員会議を開催し、社会教育施設のあり方などについて研究協議を行います。
	②総合的な生涯学習の推進にあたり、広く市民の意見や要望を取り入れるため、生涯学習推進協議会を開催します。(生涯学習課)	生涯学習推進協議会を8月と3月に開催し、生涯学習事業について意見を伺いました。	C	生涯学習施策について、広く市民の意見や要望を取り入れるため、生涯学習推進協議会を開催します。
(2) 社会教育振興のための支援体制の充実	①市民に多様な学習機会を提供し、学習活動を側面から支援するため、職員の力量形成の向上に努めるほか、専門職員による学習支援体制の充実を図ります。(生涯学習課)	公民館館長・事業担当職員合同会議、社会教育指導員会議を実施し、各公民館の抱える課題についての意見交換、情報共有を図りました。	C	社会教育機関の職員の資質の向上のための研修機会の充実に努めます。
	②社会教育機関が持続可能な地域づくりを推進する拠点として、SDGs達成に貢献する多様な学びの場となるよう、関係職員の研修活動の充実に努めます。(生涯学習課)	社会人権教育指導者養成講座に参加し、知識の獲得と意識の向上を図りました。	C	引き続き、SDGsの目標に向けた研修会への積極的な参加を促します。

	③近隣市や県内の関係団体とも連携し、社会教育関係委員や社会教育関係職員の研修活動の充実に努めます。 (生涯学習課)	第57回君津地方社会教育推進大会や君津地方及び県の社会教育委員連絡協議会の主催する研修会等に参加することで、関係職員、関係委員の資質向上に努めました。	C	近隣3市等とも連携しながら、関係職員、関係委員の見識の向上に努めます。
	④視聴覚教材を活用し、各種団体・機関等の学習活動を支援します。 (生涯学習課)	視聴覚ライブラリーだよりを発行するとともに、関係機関・団体の視聴覚学習を支援しました。	C	視聴覚ライブラリーについて広く周知し、より多くの機関・団体に利用いただけるよう努めます。
(3)生涯学習の基盤整備と総合調整	①社会環境の変化に対応した「第2次生涯学習基本構想」と「基本計画」のあり方について検討、協議します。 (生涯学習課)	「第2次生涯学習基本構想」・「生涯学習基本計画」については、近隣市の状況も参考にしながら、策定に係る問題点を確認しました。	D	「第2次生涯学習基本構想」・「生涯学習基本計画」のあり方を再検討します。
	②今後の公民館のあり方に鑑み、関係部等と調整しながら、公民館の総合的な整備の方向性を検討します。 (生涯学習課)	公民館の今後のあり方について、関係部課と協議し、概ねの方向性を確認しました。	C	関係部課と協議のうえ、公民館の再整備を進めます。

2 生涯学習・社会教育活動の充実

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)子育て・家庭教育支援事業の充実	①家庭教育の不安や悩みを解消するため、家庭、地域、学校・行政が一体となって家庭教育力向上を図ります。 (生涯学習課)	家庭教育学級交流集会を実施し、市内家庭教育学級の情報を共有することで、今後の学級運営の糧とすることができました。 また家庭教育学級担当者会議を実施し、各学級での学びや取組みの成果と課題を踏まえた学習内容や運営方法等について協議しまし	C	担当職員と学級生の研修の機会を提供し、主体的な学級運営を支援するとともに、家庭教育の充実に向けたネットワークづくりに努めます。

		た。		
	②家庭教育支援の拡充を図るため、官民含めた機関、団体との連携を図り、社会全体で子育てを支援する機運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの環境を充実します。 (生涯学習課)	家庭教育支援講演会を開催し、「発達障がいへの理解を深めるために」をテーマに対面及びオンライン（Zoom）で開催し、48名が参加しました。	B	家庭教育支援に係わる課題の共有、情報交換を行なうことで、新たなネットワークづくりに取り組むとともに、関係機関、団体の連携を深め、それぞれの業務に反映できるよう努めます。
(2)女性の社会参加の促進	①女性の社会参加の促進や地域社会・まちづくりへの積極的な関わりを推進するための、学習機会の提供に努めます。(生涯学習課)	女性が地域社会・まちづくりの活動へ関わる学習への問合せや相談に応じ、情報提供に努めました。	D	女性が地域社会・まちづくりの活動へ関わる新たなネットワークのあり方を検討します。
(3)生涯学習を通じたまちづくりの振興	①市民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、市内高等教育機関と連携した公開講座の開催や市政に理解を深めてもらうことを目的とした出前講座を実施します。また、「動く教室」として生涯学習バスを運行します。 (生涯学習課)	市民公開講座については、YouTube 限定配信・年6回の内容としたところ、昨年より参加者が増加しました。出前講座についても、市民の学習会が開催されるようになったことから実施回数が大幅に増えました(30件)。生涯学習バスについても、感染予防対策を講じた上で運行し、利用日数が増加しました。	B	出前講座についてはオンラインでの実施にも対応するとともに、周知活動に努めます。また市民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、状況に合わせた事業運営に努めます。
	②市民による生涯学習活動の一層の拡充と生涯学習を通じたまちづくりの振興を図るため、生涯学習フェスティバルを開催するなど生涯学習に関する啓発事業を実施します。特に、若手・中間層(30～50歳代)が中心に関わる事業展開を	まちづくりの一端を担う若者たちを育てることを目的に「若者語り場」を定期的を開催、提言をもとにイベント開催の準備に取り組みましたが、実施までには至りませんでした。	D	若手・中間層が中心に関わる事業展開を目指します。

	目指します。(生涯学習課)			
	③新型コロナウイルス感染症感染拡大に配慮し、オンラインを活用した事業に取り組みます。(生涯学習課)	生涯学習市民公開講座(全6回)のYouTube限定配信、家庭教育支援事業及び人権研修会をオンラインで開催し、時間に縛られない学習機会を提供することができました。	B	引き続きオンラインを活用した事業について検討し、より多くの市民の方に参加してもらえるように努めます。
(4)社会教育関係団体の育成と支援	①社会教育関係団体との協働の事業を推進し、団体が自主的に行う社会教育活動の円滑な運営や一層の充実を図るため、求めに応じて助言・指導します。また、木更津市教育振興事業補助金交付要綱に基づき、対象となる事業に対して補助金を交付し活動を支援します。(生涯学習課)	木更津市PTA連絡協議会など教育振興事業補助金対象団体が自主的な社会教育活動を円滑に運営できるよう、求めに応じて支援しました。	C	社会教育関係団体が円滑に運営されるために、求めに応じた支援をします。
(5)生涯学習成果の活用	①生涯学習活動により培ってきた知識や経験など、市民の生涯学習の成果をそれぞれの社会生活や地域社会に活かすための情報提供に努めます。(生涯学習課)	市民の問合せや相談に応じ、情報提供に努めました。	C	市民の生涯学習の成果をそれぞれの社会生活や地域社会に活かすことができるよう更なる情報提供に努めます。

3 図書館サービスの充実

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)地域の実情に即した図書館運営	①年度ごとの事業計画を策定するとともに、運営の状況や達成状況について点検評価を行い市民の要望や社会の要請にそった図書館運営に努めます。(図書	年度当初に事業計画を策定し、附属機関である図書館協議会において図書館の運営の状況や達成の状況について点検評価を行い、市民の要望や社会の要請に	B	年度当初に事業計画を策定し、図書館協議会において運営の状況や達成状況について点検評価を行います。

館)	沿った運営に努めました。		
②基本的な資料を収集するとともに、市民の生活や仕事、地域課題の解決に向けた資料を収集、整備、提供します。また、各種データベースや県内外の公共図書館や大学図書館の情報資産を活用した司書による専門的なレファレンスサービス（調査・研究）の充実に努めます。（図書館）	資料の収集については、9,307冊収集し、整備・提供しました。特に耐震補強工事による休館中には、郷土資料を中心に整備を進めることができました。レファレンスサービスでは、各種データベースをはじめ、大学図書館等が開設しているデジタルアーカイブを使用した調査や、類縁機関への調査協力等、司書による専門的なサービスを展開することができました。	A	資料については、利用者の要望を考慮しつつ、図書館に必置の資料を年間約9,000冊程度収集し、提供していきます。ヨミダスをはじめとする各種データベースによる情報提供や資料調査等、専門的なレファレンスサービスに取り組んでいきます。また、パスファインダー（調べ方案内）の作成を推進し、レファレンスサービスの普及に努めます。
③点字図書、録音図書、大活字本、マルチメディアデイジー図書（文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書）等を計画的に収集し、また、電子図書についても、様々な機能が活用できるため、読書にハンディキャップのある利用者に対するサービスの活用や充実に努めます。（図書館）	耐震補強工事による休館期間中は、ボランティア団体の活動が制限されたため、点字図書18タイトル、録音図書5タイトルと例年より少ない収集となりました。小学校から定期的にマルチメディアデイジーの貸出依頼もあり、読書にハンディキャップを持つ児童を支援することができました。その他にも大活字図書は168冊、電子図書は781タイトルと新たに収集し、幅広い世代の読書サービス向上に努めました。	D	点字図書及び録音図書はボランティア団体の協力を仰ぎ、点字図書20タイトル、録音図書30タイトルの追加を行います。マルチメディアデイジーと電子図書も継続して収集し、サービスの充実に努めます。
④新型コロナウイルス	ガイドラインに従い、	B	ガイドラインを活用し

	感染症の拡大防止のため、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を活用し、新型コロナウイルス感染症の予防や対応の充実を図ります。（図書館）	手指消毒用アルコールや体温測定器の設置、定期的な館内消毒作業を行いました。		て新型コロナウイルス感染症の予防や対応の充実を図ります。
(2) 公民館等地域の読書環境の充実	① 公民館図書室等の所蔵資料の整備を実施し地域の読書環境の充実を図ります。（図書館）	耐震補強工事による休館中に、全公民館図書室の所蔵資料の整備を行いました。情報の古い資料を棚から下げ、公民館の事情に即した資料を整備することで、地域の読書環境の充実を図りました。	B	地域の実状や要望を把握し、市内の公民館図書室の資料整備を実施します。
	② 公民館図書室へ職員を派遣するとともに計画的な配本サービスを行い図書館サービスの向上を図ります。（図書館）	各公民館図書室と金田地域交流センターへそれぞれ年間2回ずつ職員を派遣し、図書の入替えや背ラベルの修正を行いました。	B	整備の済んだ資料や新刊を適宜配本します。中央公民館を介しての配本を継続するとともに、よりよい連携体制について公民館と意見交換を行います。
(3) 学校との連携の強化	① 学校からの読書相談や調べ学習への対応を行うとともに教職員や読書相談員との連携に努めます。（図書館）	小中学校へ93件・2,391冊の資料を貸出し、調べ学習の支援を行いました。	B	団体貸出等の利用案内を小中学校へ配付し、調べ学習への対応を進めます。また、教職員や読書相談員との連携を深め、必要に応じて技術的な支援を行います。
	② 啓発リーフレットの配布や出張お話し会、団体貸出し等を通して子どもの読書活動の推進を図ります。（図書館）	子どもの読書活動を推進するため、「夏休みにおすすめの本」を作成し全児童・生徒へ配付を行いました。その他、児童文学を中心に団体貸出制度「おまかせ図書館便」や、おはなし会の要請のあった	B	小中学生を対象にしたブックリスト「夏休みにおすすめの本」の作成、児童室内に季節に応じた特設コーナーの設置等、子どもの読書活動の推進を図ります。また、学校等関係機関

		2校で出張おはなし会を開催しました。		の要請に沿い資料提供や、おはなし会への職員派遣を行います。
(4)魅力ある図書館事業の展開	① ホームページや図書館だより等、広く情報発信を行い利用者の拡大に努めます。(図書館)	ホームページの定期的な更新を行い、広く情報発信に努めました、図書館だよりは耐震補強工事による休館のため、予定よりも少ない年3回の発行となりましたが、図書館の最新の情報を伝えるツールとして活用できました。	C	ホームページでは常に最新の情報を発信できるよう、定期的な更新を行います。 また、事業開催時にはデジタルサイネージ等も積極的に活用し、情報発信の更なる強化に取り組みます。
	② 図書館の所蔵資料を活用した事業や専門職員の経験を生かした事業を実施します。(図書館)	事業計画における30事業のうち、耐震補強工事のための休館により、いくつか縮小して実施をしました。 しかし、休館中は生涯学習課が実施している出前講座、家庭教育学級や高齢者教室などのおはなし会の開催等、公民館からの要請に対し積極的に職員を派遣し、読書活動普及を図ることができました。また、市制施行80周年を記念した事業も開催し、その中の企画展示では貴重な資料を紹介することができました。	A	新規事業を取り入れるとともに、既存の事業の内容を見直し、幅広い世代を対象とした事業を展開し、利用の拡大及び読書活動推進に努めます。
	③ 絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントを行うブックスタート事業等の取り組みを通して乳児期からの読書推進に努め、魅力ある図書館づくりを進めます。	令和4年4月から8月までは図書館を会場に、9月以降は健康推進課が開催する乳児健康診時に実施しました。 図書館を会場に実施し	B	健康推進課が開催する乳児健康診査時に、生後3～4か月児とその保護者を対象にブックスタートを実施します。 実施にあたっては、ブ

	(図書館)	<p>た回では、ブックスタートボランティアを導入し、市民とともに読書推進に取り組むことができました。</p> <p>1, 485人(うち休館のため郵送での対応689人)に配付できました。</p>	<p>ブックスタートボランティアを活用し、行政と市民が協働した子育て支援として取り組んでいきます。</p>
--	-------	---	---

4 公民館活動の充実

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1) 市民一人一人の要望と社会の要請に対応した事業の展開	①子どもから高齢者まであらゆる世代の自主的な学習活動を支援します。(公民館)	誰もが使いやすい公民館をめざし、各館ごとにフリースペースを設け、新たな利用者を獲得することができました。	C	引き続き、運営方法、周知方法などに工夫をし、さらなる利用者層の拡大に努めていきます。
	②高度で多様化した市民の学習要求に応えるための各種学級・講座を実施します。(公民館)	ブロック連携事業などを活用して、多様化した市民のニーズをとらえた学級・講座を実施しました。	C	常に社会情勢などを意識しながら、様々な学習テーマや新しい学習方法に取り組んでいきます。
	③市民一人一人の暮らしを豊かにしていくため、生活課題・地域課題に向き合った学習機会を提供し、さらにその成果を地域社会に活かすことができる仕組みづくりに取り組みます。(公民館)	各館で、それぞれの地域課題や生活課題に即した学級・講座を開催しました。	C	地域での課題を的確にとらえた学習機会を多く作ります。
	④多様な生涯学習機会の充実を図るとともに、持続可能な地域づくりの拠点としての機能を担うため、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」、および、目標11「住み続けられるまちづくり	連携事業、ブロック事業を通し、木更津の魅力を紹介し、「住み続けられるまちづくり」を目指した取り組みを行いました。	C	SDGsの理念をさらに理解して、学級・講座づくりを進めます。

	を」の実現に向けた取り組みを推進します。 (公民館)			
	⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期すとともに、新しい生活に対応した公民館のあり方や事業について研究し、取り組みを推進します。(公民館)	対面での学習機会だけでなく、オンラインを活用した学習機会の創出を図りました。	C	さらに、様々な学習テーマや新しい学習方法に取り組んでいきます。
(2)家庭教育に関する各種学習機会の提供	①家庭教育の充実を図るため、地域の小中学校や保育園等の各種関係機関との連携を進めます。(公民館)	コロナの感染状況を注視しながら、地域の教育機関と協力、連携しながら家庭教育にかかわる学級・講座を実施しました。	D	学級の形態、運営方法などを工夫し、多くの参加者を求めていきます。
	②子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、親同士のネットワークを広げるため、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を地域の状況にあわせて実施します。(公民館)	各発達段階に応じた学級・講座を実施しました。	C	運営方法などを見直しながら、さらなるネットワークづくりに努めます。
	③地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、子育てを支援します。(公民館)	コロナの感染状況を注視しながら、学級・講座だけでなく、フリースペースなど多様な学習機会を設けました。	D	内容をはじめ、周知方法なども工夫し、さらなる拡大を図っていきます。
(3)地域ぐるみの青少年教育事業の展開	①未来を担う青少年の健全な育成を図るため、サタデースクール事業等の青少年教育事業を実施します。(公民館)	野外活動やモノづくりなどの体験学習に取り組みました。	B	学校ではできない体験や大人との交流の機会をさらに拡大を図っていきます。
	②地域ぐるみの青少年健全育成を促進するため、生き生き子ども地	住民会議を中心に、地域団体の協力を得て、実施しました。	B	地区ごとに子どもたちが参加できる取り組みを続けます。

	域活動促進事業を支援します。(公民館)			
	③効果的な事業の推進を図るため、地区住民会議など、地域や学校、各種関係機関との連携・協働を進めます。(公民館)	住民会議などを中心に、地域の子どもを取り巻く環境について情報共有できる機会を設けました。	B	引き続き、地域の中で子どもを見守る体制を作っていきます。
(4)高齢者の学習機会の提供と社会参加の促進	①高齢者の生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者教室を実施します。(公民館)	コロナの感染状況を注視しながら、各館で、生きがいづくりや健康づくりをテーマとした高齢者教室を実施しました。	B	アフターコロナを見据え、対面による交流など、学習の機会を設けていきます。
	②豊かで活力のある長寿社会の実現のため、高齢者の持つ豊富な知識や経験を活かした多世代交流の機会を創出するとともに、社会参加を促進します。(公民館)	豊かな人生経験、知識を活かした講座づくりをし、地域での世代間交流などを図りました。	C	さらに地域活動に参画できる学習や社会参加の機会を創ります。
(5)市民とともに歩む公民館活動の推進	①民意を反映した公民館運営の推進を図るため、各種事業の企画実施について調査・審議する公民館運営審議会を開催します。(公民館)	公民館の事業計画や報告などに助言をいただくなど、地域住民の声を反映した会議を開催しました。	B	地域住民の声を大事にした会議の運営をしていきます。
	②地域住民の自主的な社会教育活動を推進するため、市民参画による事業を進めます。(公民館)	コロナの感染状況を注視しながら、それぞれの学級・講座で企画会議や準備会議を実施し、主体的な参加を促しました。	D	地区住民が主体的に取り組める機会を拡充していきます。
	③地域の絆づくりと新たなコミュニティ形成を図るため、地域住民や各種関係機関との協力支援体制を構築します。(公民館)	住民会議、まちづくり協議会、学社連携会議など、地域のネットワークづくりをしました。	B	地域の団体・機関などを結ぶ活動を続けます。

④地域自治の拠点として、行政と地域をつなぐ役割を担い、まちづくり協議会の支援に取り組めます。(公民館)	地域自治を進める「まちづくり協議会」の活動を支援しました。	B	地域の拠点として、活動のよりどころとしての役割を果たしていきます。
⑤人がつながり支え合う持続可能な地域づくりのため、青年層や中年層の地域参加を促し、世代間の交流を図ります。(公民館)	生き生き子ども地域活動促進事業やまちづくり協議会のイベントを通じて、地域の世代間交流を図りました。	C	地域での、青年層、中年層の参加を促す機会を増やしていきます。

5 社会教育施設の整備（郷土博物館金のすずを除く）

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)社会教育施設の耐震対策	①耐震診断の結果、建物の耐震性能が不足とされた施設について、耐震補強工事の実施に努めます。(総務部資産管理課(営繕課)、生涯学習課、図書館)	建物の耐震性能が不足とされた図書館について、耐震補強等工事を実施しました。	B	今後も必要に応じて個別施設計画との整合を図りながら、耐震対策に努めてまいります。
(2)社会教育施設の適正な保全・整備	①快適に学習できる環境を維持するため、建物や設備の不具合を補修するほか、備品の管理に努めるなど、適正な維持・保全及び整備に努めます。(総務部資産管理課(営繕課)・生涯学習課・公民館・図書館)	快適に学習できる環境を維持するため、社会教育施設の改修工事を実施したほか、日常的に発生する建物や設備の不具合を公民館で119件、博物館で9件、図書館で1件、まなび支援センターで4件、適宜補修しました。	C	今後も引き続き、日常的に発生する建物や設備の不具合を補修し、適正な維持保全及び整備に努めます。

<V> スポーツ・レクリエーションの振興

児童生徒をはじめ、広く市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみながら健康の保持・増進や体力の向上を図り、市民相互の交流を促進できるよう、スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充及びスポーツ施設等の活用促進を図ります。

～ スポーツ・レクリエーションの振興 ～

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)スポーツ大会の誘致促進	①児童生徒がスポーツに親しめるよう、学校教育現場における各種スポーツ大会の市内誘致に取り組みます。 (学校教育課)	木更津・袖ヶ浦支部総合体育大会陸上競技の部(中学校)を実施しました。	B	今後も江川総合運動場を有効に活用できるよう、練習会や大会等の誘致に努めます。
(2)学校体育施設の放課後開放	①新型コロナウイルス感染症の状況に注視しながら、学校体育施設の開放日の拡大等に取り組みます。(教育総務課)	感染症の影響により、開放日の拡大に取り組むことはできませんでした。	—	学校体育施設の開放は、市民の日常的な運動やスポーツ意識を高めるとともに、地域における身近なスポーツ活動の場であることから、感染症の状態を見たうえで、学校と調整しながら、拡大等に取り組みます。

<VI> 市民文化の充実

市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着を持つために、地域の芸術文化を育む環境づくりを図りながら、多彩な芸術文化活動の高揚をめざします。また、歴史的な文化遺産と豊かな自然を後世に伝えていくため、埋蔵文化財、古文書、民具、伝統行事などを保存し、継承するとともに、自然の保護や記録に努めます。

～ 市民文化の充実 ～

1 芸術文化活動の推進

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1) 芸術文化活動の充実	① 市内小中学校で音楽鑑賞教室（交響楽鑑賞、邦楽鑑賞、吹奏楽鑑賞）を行い、児童生徒の芸術文化にふれる機会を充実させます。（文化課）	市内小中学校で、音楽鑑賞教室（交響楽鑑賞1回、吹奏楽鑑賞2回、邦楽2回）を行いました。	B	児童生徒が芸術を学ぶ機会となる音楽鑑賞教室を実施します。
	② プロの音楽家や芸術団体等を招いたコンサートや「アートとふれあおう」を企画・実施し、多くの老若男女がアートと直接触れあうことができる環境づくりを行い、本市全体に少しずつアートの種をまきながら市民の文化レベルの向上を図ります。 また、令和4年度に市制80周年を迎え、100周年を見据えたまちづくりのスタートとなるよう、市制施行80周年記念協賛事業として、木更津みなとぐちアートプロジェクト2022を開催します。（文化課）	県警音楽隊コンサート（1回）、陸上自衛隊コンサート（1回）及び公共ホール音楽活性化事業としてプロの打楽器奏者によるコンサート（アクティビティ4回、有料コンサート1回）を開催しました。 また、木更津駅周辺の中心市街地の活性化と、アートへの興味・関心、発想力、想像力を高める力を育むため「アートとふれあおう」を7回（春4回、秋3回）開催しました。 さらに、市制80周年記念協賛事業としてみなとぐちアートプロジェクトを開催し、出前ワークショップ（参加	B	今後も様々な音楽コンサートを開催していきます。 また、「木更津にアートの種をまこう」を基本的な考え方とし、アート作品の製作体験イベント「アートとふれあおう」を開催します。

		者790人)、みなとぐちART WEEK(来場者10,057人)を実施しました。		
	③収蔵作品の適正な保存、管理及び活用に努めます。(文化課)	美術・工芸品等の収蔵作品を損害保険に加入して適正に保存・管理に努めました。	B	収蔵作品を適正に保存・管理し、博物館を含め美術・工芸品等を展示して活用に努めます。
	④「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等を活用し、新型コロナウイルス感染症の予防や対応の充実を図ります。(文化課)	動画配信による『木更津市史』公開講座を行いました。	B	オンラインイベントや動画配信等、新型コロナウイルス感染防止に配慮した取り組みを図ります。
(2)芸術文化団体への支援	①各種芸術文化団体の自主的な活動を支援するため、情報提供や助言するとともに、市内の芸術文化団体が実施する事業へ補助金を交付します。さらに市外の対象施設を利用する場合に使用料の一部を補助します。 また、「第78回日本ユネスコ運動全国大会 in 木更津」の開催にあたり、実行委員会に対し開催経費の一部として補助金を交付するとともに、大会運営を支援します。(文化課)	各種芸術文化団体へ情報の提供や助言、指導するとともに、3団体が実施する事業に補助金を交付し事業の支援を図りました。 また、市民会館市外利用等補助金を3団体(6件)に交付しました。 さらに、「第78回日本ユネスコ運動全国大会 in 木更津」の開催にあたり、実行委員会に対し開催経費の一部として補助金を交付するとともに、大会運営を支援しました。	B	各種芸術文化団体が実施する自主的な事業に補助金を交付して、活動を支援します。各種団体との協同事業を推進するため、情報の提供や助言、指導、企画について協議する機会の拡充を図ります。市民会館市外利用等補助金について更なる周知を行い、市民の文化・芸術活動の維持・振興を図ります。

2 ふるさと文化の継承

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)文化財保護対策の推進	①市内に所在する有形・無形の文化財、史跡、天然記念物の保護	「中越遺跡出土小銅鐸」を市指定文化財に指定しました。引き続	A	各分野の指定文化財について保存、活用に重きを置いた周知に努め

	を図り、指定文化財への指定、活用と周知に努めます。(文化課)	き、千葉県指定史跡「金鈴塚古墳」の補修工事を行い、来訪者のための駐車場用地を取得しました。また、多言語解説に対応した「富士見厳島神社の社殿彫刻」案内板の更新を行いました。		ます。また、新たな市指定文化財候補の選定と調査研究を継続します。金鈴塚古墳の補修、来訪者用駐車場管理のための関連工事を市、県の文化財保護審議会、県文化財課の助言を受けながら実施します。
	②市内に所在する文化財を保存、伝承活動に取り組む団体に対し補助金を交付し、文化財の保護を図ります。(文化課)	指定文化財を保存・継承・管理する中島区文化財保存会などが実施する事業に、団体の求めに応じた助言・指導をするとともに、補助金を交付して活動の支援を実施しました。	B	指定文化財等管理団体の求めに応じ、助言・指導を実施し、団体が実施する事業に補助金を交付して活動を支援します。
(2)埋蔵文化財保護対策の推進	①埋蔵文化財の保護と開発事業の調整を図り、必要に応じて発掘調査や整理作業を実施し、記録保存を行います。(文化課)	令和3年度に現地調査を行った遺跡の整理作業を進め、調査報告書を刊行しました。また、市内各地に所在する遺跡の確認調査10件、工事立会10件を行いました。	B	埋蔵文化財保護と開発事業を両立させるため、事業に対応した調整を図り、引き続き必要な発掘調査等を実施します。
	②遺跡出土品の適正な管理を行い、展示資料、調査研究資料としての活用に努めます。(文化課)	調査報告書等を4冊刊行し、広く情報を発信しました。また文化課保管、管理の資料閲覧・写真データ提供に対応しました。	B	発掘調査で出土した資料の記録保存や利活用の機会の充実を図るため、埋蔵文化財の整理作業を実施し、調査報告書を随時刊行します。
(3)木更津市史編さん・刊行	①本市の歴史や文化、また豊かな自然への関心を高めるため、新たな「木更津市史」を編さん・刊行し、調査・研究成果を活用した学習活動の支援や公開講座の実施に努めます。	編さん部会員による公開講座を開催しました。木更津市史デジタルアーカイブを公開しました。『木更津市史』古代編、自然編『木更津市史研究』第6号の刊行に向けた原	B	引き続き編さん部会員による調査、研究、公開講座を実施します。また、木更津市史デジタルアーカイブの公開を行います。『木更津市史』古代編、自然編の刊行、

	(文化課)	稿執筆を行いました。 『木更津市史編さんだより』第7号を刊行しました。		『木更津市史研究』等の定期刊行物を発行します。
	②「木更津市史」を編さんするため、木更津市史編さん部会による調査・研究を継続して行うとともに「(仮称)木更津市史編さん室」の設置に向けた検討を進めます。(文化課)	旧木更津市保健相談センターの一室を使用して資料の保管並びに調査作業を行いました。古文書の翻刻作業や原稿執筆を行いました。	B	引き続き市史編さん部会と市史調査協力員による調査・研究を行います。編さん室設置については、旧木更津市保健相談センターの一室を使用しながら、利用可能な施設を調査します。
(4)博物館事業の充実	①常設展示のマイナーチェンジや特別展等を開催、教育普及事業の展開により、郷土木更津の魅力を発信し、シビックプライドの涵養を図ります。(郷土博物館金のすず)	常設展示の照明等見やすさに一部改良を加えました。 リニューアル後初めての特別展等を2回実施するほか、講座等を開設するなど教育普及事業を前年度の約1.6倍にあたる58件実施しました。	B	引き続き郷土木更津の魅力の発信に取り組みます。
(5)金鈴塚古墳出土品の調査研究の推進	①文化課による教育普及により、重要文化財「千葉県金鈴塚古墳出土品」、県指定史跡「金鈴塚古墳」の重要性を市民へ伝えます。博物館では、通常業務の一環として引き続き金鈴塚に関する資料を調査し、教育普及事業への活用を図ります。(文化課・郷土博物館金のすず)	文化課では、小学生向け周知用資料を対象児童に配布しました。博物館では、常設展示の金鈴塚関係展示室の資料の一部について展示改良を実施しました。また講座「金鈴塚古墳を学ぶ」を開設し、8回の講義を実施しました。	B	文化課では、引き続き小学生向け周知用資料を配布します。また、識者による講演会を実施します。博物館では、引き続き調査研究の成果を広く教育普及活動に活用していきます。
(6)郷土に関する調査研究の推進	①郷土の歴史・民俗等に関する調査研究を推進することで、その成果を展示や教育普及事業等への活用を図ります。	奈良県から出土した古代木更津に関する文字資料の複製品および復元品を作成しました。	A	作成した資料は、令和5年度特別展で展示公開し、その後常設展示することで教育普及に活用します。また関係

	す。(文化課・郷土博物館金のすず)		各課と協力し、調査成果の共有を図ります。
--	-------------------	--	----------------------

3 文化施設・郷土博物館金のすずの整備

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)文化施設・郷土博物館金のすずの整備	①市民文化の発展に資するため、新たな中規模ホールの活用方法の検討を進めます。(文化課)	令和2年度に策定した中規模ホール整備基本計画を踏まえ、他の公共施設等との複合化について検討を行いました。	B	中規模ホール整備基本計画を踏まえ、引き続き他の公共施設等との複合化、整備時期、財源等についての検討、調整を行います。
	②潮見資料庫については、公共施設再配置計画の中で施設の維持、管理に努めます。(総務部資産管理課(営繕課)・文化課)	これまで遺跡出土遺物は、潮見資料庫と旧大久保団地汚水処理場の一部を使用して保管していましたが、すべての出土遺物を潮見資料庫へ移動し、一元的な管理が可能となりました。	B	引き続き、遺跡出土遺物を適正に管理するため、公共施設再配置計画の中で施設の整備に努めます。また既存施設での合理的な収納方法を検討し、スペースの確保を目指します。
	③利用者が快適に利用できる環境管理と博物館資料の適切な保管管理を図るため、必要に応じて設備の修繕等を行います。(総務部資産管理課(営繕課)・文化課・郷土博物館金のすず)	展示室内の劣化した壁などを適宜修繕しました。また市指定文化財「旧安西家住宅」を適切に管理するため、交換部品の供給がなくなった放水銃を交換設置する工事に着手しました。	B	資料等の適切な保管管理を継続していけるように、関係各課と連絡を取りながら施設管理を進めます。
	④文化庁による「文化施設における感染拡大予防ガイドライン」等を活用し、新型コロナウイルス感染症の予防や対応の充実を図ります。(文化課・郷土博物館金のすず)	職員による検温、手指の消毒、カウンターなどの消毒を実施しました。	B	今後もガイドラインに沿った対応を心掛け、新型コロナウイルス感染防止を図ります。

<Ⅶ> 人権擁護の推進

社会状況の変化とともに発生しているさまざまな差別意識を解消し、相互に基本的人権を尊重し、すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するために、学校教育・社会教育における新たな人権教育の充実を図ります。

～ 人権擁護の推進 ～

1 人権意識の高揚

施策の内容	重点目標・施策	結果・成果等	評価	今後の方向性
(1)人権教育研修会の開催	① 差別のない人権が尊重される社会の実現のため、人権の理念を普及し、その理解を深めるための研修を行います。(生涯学習課)	人権教育研修会を学校教育・社会教育関係者等を対象に「私と学校生活」をテーマに開催、34名が参加しました。	B	学校教育・社会教育関係者等を対象に、身近な人権問題をテーマとした研修会を開催します。
(2)人権啓発活動の実施	① 人権問題に対する市民の理解を深め、人権に対する意識を高めるため、啓発活動を推進します。(生涯学習課)	人権問題に対する市民の理解を深め、人権意識を高めるため、チラシ配布等の啓発活動を行いました。	C	人権問題に対する市民の理解を深め、人権意識を高めるため、啓発活動を推進します。